

平成29年度「商工祭」出店要綱

(出店者資格)

- 1 出店者は東久留米市内に住所を有する事業者、並びにこれらによって組織された商店会・事業組合とする。この他、継続して東久留米市商工会に加入している者は主催者が認める場合のみ出店者資格を有する。名義貸しなどの第三者への出店委託は認めない。

(出店申込)

- 2 出店希望者は、別紙申込書により定められた期間内に事務局に申し込むものとする。

(出店協賛金)

- 3 出店者は、出店協賛金を負担しなければならない。出店協賛金は開催要綱で定める。

(出店者説明会)

- 4 出店者は、主催者が開催する出店者説明会に出席すること。また、その内容を出店に関与する全ての者に厳守させること。

(区画)

- 5 1. 区画の設営(テント)は主催者が行い、特別な設営については出店者の負担とする。
2. 1コマの区画の大きさは、2間×1間とする。
3. 出店区画の割当は、主催者の指示する方法で決定する。
4. ケータリングカーについては、その車輛の範囲内とする。

(出店許可証の掲示)

- 6 出店者は、主催者の指示する方法により、責任者の氏名及び電話番号、顔写真を表示すること。

(衛生管理と営業許可)

- 7 食品・飲料類は、特に衛生管理に留意し保健所並びに他の監督官庁の許可を要する業種については所定の手続きと設備を行うこと。
許可施設以外での仕込み、酒類販売業免許の無い酒類販売は認めない。

(管理)

- 8 出店者は、適切な方法により商品管理を行い、設営時に不在のないよう努めなければならない。主催者は、商品・陳列ケース・その他備品・機材等についてその責任を負わない。

(商品の販売)

- 9 出店者は、商品ごとに価格を表示すること。また、市民サービスを第一とし、品質の保証は勿論のこと価格についても極力安価販売に努め顧客には誠意をもって対応すること。

(出店の範囲)

- 10 販売や展示等の如何にかかわらず、出店行為は割当られた区画内で行い、歩道その他許可された区画外を占有してはならない。なお、拡声装置の使用は認めない。

(会場内への車両の乗り入れ)

- 11 搬入搬出のため会場に車両を乗り入れる場合は、次に定めた時間を厳守し、一般の方の道路使用の妨げとならないよう万全を期するとともに交通安全に努め交通整理員の指示に従うこと。

搬入時間	11月11日(土) 午前6時～午前11時まで 11月12日(日) 午前6時～午前9時まで
搬出時間	両日とも午後4時から

(商品の補充)

- 12 商品の補充は、開催時間中の会場内への車両進入が禁止されるため、来客・周囲の迷惑とならない方法によって対処すること。

(環境の保全と清掃)

- 13 1. 出店者は、公共用地を汚さないよう十分な養生を行い路上の清掃に努めること。また、油等で汚した場合責任をもって清掃すること。
2. 出店者は、来場者が利用できる場所にゴミ箱もしくはゴミ袋を設置し、自店のゴミや空箱等と共に全て持ち帰り、各自契約している収集業者にて処分すること。
3. 出店者は、翌日(11/13)の会場清掃に必ず出席すること。

(危険物の持ち込み禁止)

- 14 会場内への危険物の持ち込み及び使用を禁止する。

(火気の取り扱い)

- 15 1. 火気使用器具(電気を熱源とする器具を含む)を使用する出店者は、消火器を用意すること。
2. プロパンはボンベを必ず固定し、ホースの装着を確実に行うこと。なお、カセットコンロの使用は認めない。
3. 会場内は路上喫煙禁止区域のため、たばこの喫煙を禁止する。

(出店の取り消し)

- 16 主催者や各監督官庁の指示や指導に従わなき場合は、出店を取り消し即刻退場を命じる。また、以後の出店を禁止し出店協賛金の返還は行わない。

この要綱に定められるもののほか、必要な事項は正副会長および事業委員長が別に定める。